

身体拘束等の適正化のための指針

法人名：株式会社CANTERA

事業所名：インテリオール福島

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1)施設としての理念

①身体拘束等の原則禁止

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束等の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。本事業所は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体拘束等に該当する具体的な行為

<参考>

障害者虐待防止法において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様の変化を見逃さず、常に拘束方法等の見直しにより、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2)事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束等の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束等のリスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者・サービス管理責任者・支援員等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体拘束等の適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等の適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等の適正化のため体制を維持・強化します。

(1)身体拘束等の適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等の適正化検討委員会(以下、「委員会」と言う)を設置し、本事業所で身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束等を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2)委員会の構成員

役員・管理者・サービス管理責任者・支援員等

(3)構成員の役割

- ・招集者 管理者
- ・記録者 支援員等

(4)委員会の検討項目(◎…必須)

- ①前回の振り返り ◎

② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認 ◎

③(身体拘束等を行っている利用者がある場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④(身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤(今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合)

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し ◎

⑦今後の予定(研修・次回委員会) ◎

⑧今回の議論のまとめ・共有 ◎

(5)記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(参考様式①「身体拘束等の適正化検討委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底します。

3 身体拘束等の適正化のための研修

身体拘束等の適正化のため職員その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束等を行う以外に代替する拘束方法等がないこと)
- ・一時性(身体拘束等が一時的なものであること)

(2)要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員

会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3)記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に
ご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※参考様式②「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

付則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

身体拘束等の適正化検討委員会議事録

事業所名 インテリアール福島

【1 開催概要】

○開催日時 令和 年 月 日() ____ : ____ ~ ____ : ____

○参加者

役員		管理者		サビ管	
支援員等					
○…記録担当					

○議題(◎…必須)

①前回の振り返り ◎

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認 ◎

③(身体拘束等を行っている利用者がある場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

④(身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討する。

⑤(今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合)今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥意識啓発が必要な事項の見直し ◎

⑦今後の予定(研修・次回委員会) ◎

⑧今回の議論のまとめ・共有 ◎

【2 議事概要】

(1)前回の振り返り ◎

前回議事録や研修等の実施状況を確認し、委員会の決定が機能しているか確認する。

(2)該当する行為・やむを得ず身体拘束等を行う際の3要件の再確認

(3)(身体拘束等を行っている利用者がある場合)

参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」等を参考に、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

- i 現在、身体拘束等に該当する利用者数_____人
- ii 各人別の身体拘束等解除に向けた検討

利用者氏名		現拘束の内容	
切迫性			該当/非該当
非代替性			該当/非該当
一時性			該当/非該当
適正化の方針			
期間(終期)			

(4)(身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合)

緊急やむを得ない身体拘束等に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について検討する。

利用者氏名		3要件該当状況	該当/非該当
切迫性	<u>(※利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する)</u>		
非代替性	<u>(※他の方法を検討した結果、それでもなお身体的拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する)</u>		
	代替案 1	代替案 1 不可理由	
	代替案 2	代替案 1 不可理由	
一時性	<u>(※身体的拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由を記載する)</u> 開始予定 令和 年 月 日 時 ~解除予定 令和 年 月 日 時まで(※または「入眠時のみ」など)		
適正化策			

(5)(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

①医師・家族との意見調整を進める担当者 管理者

②身体拘束等開始日 令和 年 月 日・身体拘束等解除日 令和 年 月 日

③いつ、どのような拘束を実施するのか 時～ 時 を実施

④留意事項・その他 _____

(6)意識啓発が必要な事項の見直し ◎ (特に上記③・④の対象が居ない場合)

本指針、研修等の中で周知が必要な部分(理解が弱いと感じる部分(現在の支援の再確認・見直し等を含む)、今後の方針等)を確認し、今後の職員への意識啓発のための方針を決定する。

(7)今後の予定(研修・次回委員会) ◎

①身体拘束等の適正化に関する研修について確認(※年二回以上)

※開催日時、内容、担当者、資料作成進捗等

②次回委員会の日時・場所について(三カ月に一回以上の頻度)

(8)議論のまとめ・共有 ◎

※記録を職員その他の従業者)に回覧する。(※直近で取り組むべきことやその進め方、期間をまとめ、本様式に記録する)

各職員回覧確認欄(氏名・確認日記入)

役職	役員	管理者	サビ管	支援員等				
チェック日 氏名	/	/	/					
	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の態様を記録し、身体拘束等の適正化検討委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

A 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い B 非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する拘束方法等がない C 一時性 身体拘束等が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載)	
拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を明示)	開始予定 令和 年 月 日 時から 解除予定 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

法人代表 代表取締役 木曾 信介

記録者 管理者 石山 吉康 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

利用者 印

ご家族(続柄) 印

緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録

様

年月日時 (状況)	日々の心身の状態等の観察(文言等)	備考(身体拘束等・挙動等の 図・イラスト等) ※必要に 応じて使用	確認者 サイン

身体的拘束等の適正化 対応フロー図

